

平成30年度健全化判断比率・資金不足比率

地方公共団体の財政の健全性に関する指標として、健全化判断比率4指標と資金不足比率を公表します。

蕨市の指標はいずれも、財政の早期健全化となる基準や公営企業の経営健全化となる基準を下回り、健全段階となっています。

○健全化判断比率(4指標)

(単位:%)

4指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
蕨市指標	-	-	1.7	-
早期健全化基準	12.83	17.83	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

※赤字額がないため、実質赤字比率・連結実質赤字比率は「-」と表示しています。

※将来負担すべき実質的な負債がないため、将来負担比率は「-」と表示しています。

○資金不足比率

(単位:%)

公営企業会計	公共下水道事業会計	市立病院事業会計	水道事業会計
蕨市指標	-	-	-
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※各会計では資金不足がないため、資金不足比率は「-」と表示しています。

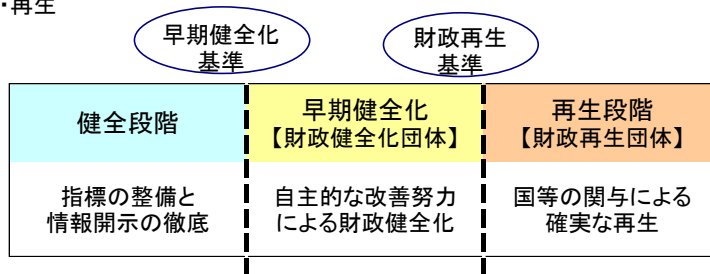
★健全化判断比率、資金不足比率とは

指標	算定対象	指標が示すもの
実質赤字比率	一般会計等	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を市税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示す。
連結実質赤字比率	一般会計等 公営事業会計 (公営企業会計含む)	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を市税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す。
実質公債費比率	一般会計等 公営事業会計 (公営企業会計含む) 一部事務組合・広域連合	借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す。
将来負担比率	一般会計等 公営事業会計 (公営企業会計含む) 一部事務組合・広域連合 地方公社・第三セクター等	地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。
資金不足比率	公営企業会計	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す。

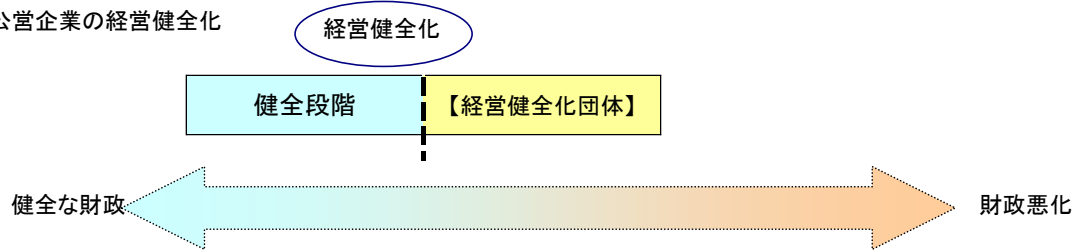
★早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準とは

地方公共団体の財政状況を判断するため、各指標ごとに、早期健全化基準(公営企業の資金不足比率については経営健全化基準)及び財政再生基準が定められています。指標の数値が基準以上になると、財政健全化団体(公営企業の場合は経営健全化団体)や財政再生団体として位置づけられることになり、法律により財政健全化計画や財政再生計画の策定や外部監査の要求が義務付けられ、財政健全化や財政再生に向けた取り組みを進めることとなります。

○財政の早期健全化・再生



○公営企業の経営健全化



★各指標の概要

$$\text{実質赤字比率} \dots\dots\dots \frac{\text{一般会計等の赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

蕨市の場合、「一般会計等の赤字額」は、次の額が赤字となった場合の赤字額により算定します。

- ◇ 一般会計等(一般会計、都市計画事業錦町土地区画整理事業・公共用地先行取得事業の各特別会計)の実質収支の赤字額または黒字額

$$\text{連結実質赤字比率} \dots\dots \frac{\text{すべての会計の赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

蕨市の場合、「すべての会計の赤字額」は、次の額を合計して赤字となった場合の赤字額により算定します。

- ◇ 一般会計等(一般会計、都市計画事業錦町土地区画整理事業・公共用地先行取得事業の各特別会計)の実質収支の赤字額または黒字額
- ◇ 公営企業を除く公営事業会計(特別会計のうち、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)の実質収支の赤字額または黒字額
- ◇ 公営企業会計(公共下水道事業、市立病院事業、水道事業)の資金不足額または資金剰余額

実質公債費比率…… $\frac{\text{一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金を基本とした額}}{\text{標準財政規模を基本とした額}}$ (3カ年平均)

蕨市の場合、「一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金」として、次のようなものがあります。

- ◇ 一般会計等(一般会計、都市計画事業錦町土地区画整理事業・公共用地先行取得事業の各特別会計)が負担する元利償還金
- ◇ 一般会計から公営企業会計(公共下水道事業、市立病院事業、水道事業)への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと認められる額
- ◇ 一般会計から一部事務組合(蕨戸田衛生センター組合など)への負担金のうち、組合が起こした地方債の償還に充てたと認められる額
- ◇ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるものとして支出した額(特別養護老人ホーム等の建設借入金の償還に対する補助、土地開発公社への利子補給など) など

将来負担比率…… $\frac{\text{一般会計等が将来的に負担することが見込まれる額を基本とした額}}{\text{標準財政規模を基本とした額}}$

蕨市の場合、「一般会計等が将来的に負担することが見込まれる額」として、次のようなものがあります。

- ◇ 一般会計等(一般会計、都市計画事業錦町土地区画整理事業・公共用地先行取得事業の各特別会計)の地方債現在高
- ◇ 債務負担行為に基づく支出予定額(特別養護老人ホーム等の建設借入金の償還に対する補助、土地開発公社への利子補給などに要する額など)
- ◇ 公営企業会計(公共下水道事業、市立病院事業、水道事業)の地方債残高のうち、将来、一般会計が繰出金としてその償還を負担すると見込まれる額
- ◇ 一部事務組合(蕨戸田衛生センター組合など)の地方債残高のうち、将来、一般会計が負担金としてその償還を負担すると見込まれる額
- ◇ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる額 など

資金不足比率…… $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

蕨市の場合、公営企業会計(公共下水道事業、市立病院事業、水道事業)の資金不足額とその事業規模である料金収入の額により算定します。